

令和 2 年 5 月 2 7 日

**第 1 5 回新型コロナウイルス感染症に係る「青森市危機対策本部」 本部長指示**

青森市においては 4 月 9 日（木）以降、青森県においては 5 月 7 日（木）以降、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が発生していない状況であり、市民の皆さまの御協力により感染拡大が抑止されていることを深く感謝申し上げます。5 月 2 5 日（月）に全ての都道府県において緊急事態宣言が解除されたことに伴い、社会経済活動と感染拡大防止の両立を図りながら、社会経済の活動レベルを段階的に引き上げていくため、以下について指示します。

○屋内公共施設については、感染防止対策を講じた上で 6 月 1 日（月）から順次運営を再開すること。保健所においては、運営再開に向けた感染防止対策について指導を徹底すること。

○市主催のイベント・行事等については、6 月 1 日（月）から 3 密の回避や身体的距離の確保などの「新しい生活様式」の考え方にに基づき、適切な感染防止対策を講じた上で順次開催すること。

○新型コロナウイルス感染症の影響で需要が停滞している青森市産の農産物を、県外からのふるさと応援寄附制度の返礼品として活用する「新型コロナウイルスに立ち向かうあおもり応援プロジェクト」事業を実施すること。

本市といたしましては、第 2 波・第 3 波ともよばれる再度の感染拡大の可能性に備え、PCR 検査体制の拡充など医療体制の整備や、遠隔授業などを活用した子ども達の学習機会の確保などに万全を尽くしてまいります。

市民の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症専門家会議で示された「新しい生活様式」を日常生活に取り入れていくことに、引き続きの御協力をよろしくお願い申し上げます。